雇用者

1 現代日本社会におけるジェンダー役割と性差別 (承前)

1・3 進む雇用の非正規化とジェンダー

第1-2-5図 雇用形態別にみた役員を除く雇用者(非農林業)の構成割合の推移

1・3・1 進む雇用 の非正規化 ◆増加する非正規

女性 男性 100 (%) (%) 100 80 60 20 20 40 60 80 3.5 28.4 68.1 昭和60年 92.8 4.0 平成元年 4.0 3.4 91.4 4.6 3.7 平成4年 91.1 3.8 34.5 61.9 5.0 3.7 61.0 平成7年 91.2 3.6 3.8 57.3 平成 10 年 89.7 6.6 3.7 5.0 52.3 平成13年 8.9 3.6 平成16年 11.2 48.4 83.8 8.38.0

■正規の職員・従業員

47.3

■パート・アルバイト

39.9

12.8

■その他(労働者派遣事業者の派遣社員、契約社員・嘱託、その他)

平成 18年

82.2

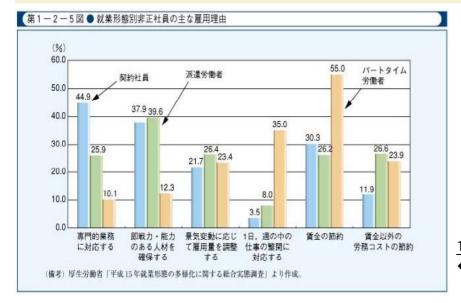
8.59.3

- (備考) 1. 昭和60年から平成13年は、総務省「労働力調査特別調査」(各年2月)より、16、18年は「労働力調査(詳細結果)」より作成。
 - 「労働力調査特別調査」と「労働力調査 (詳細結果)」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、 時系列比較には注意を要する。

第1-2-7図 非正社員の割合が上昇することによる影響



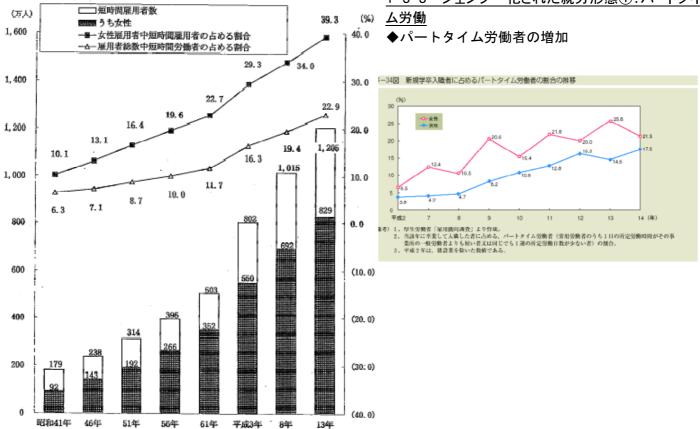
- (備考) 1. 独立行政法人労働政策研究・研修機構「多様化する就業形態の下での人事吸略と労働者の意識に関する調査」 (平成18年) より作成。
 - 2. 設問では、他に、「正社員がより高度な仕事に専念できるようになった」、「正社員の労働時間が短くなった」、「外部から新たなノウハウを導入できるようになった」ほか11項目についてもきいているが、この図では創愛している。

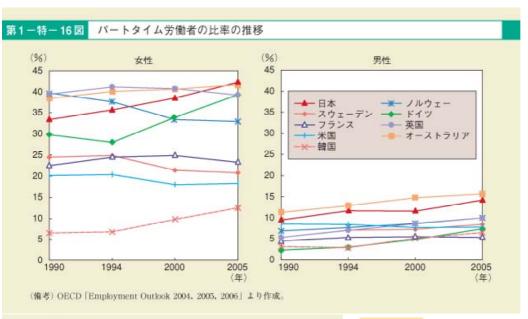


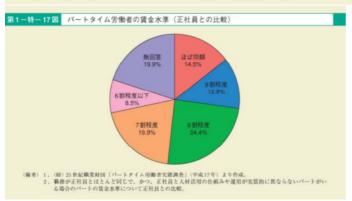
- 1・3・2 「非正規」と「短時間」の違い
- ◆「パートタイム」の定義

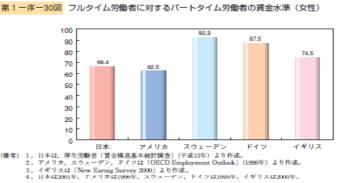
◆企業はなぜ非正社員の 雇用を進めるのか

1・3・3 ジェンダー化された就労形態①: パートタイ









◎資料:短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律

(平成5年6月18日・法律第76号)

施行、平5·12·1(附則参照)改正、平5-法89、平10-法112、平11-法20·法160、平12-法124

第1章 総則

第1条(目的)

この法律は、短時間労働者が我が国の経済社会において果たす役割の重要性にかんがみ、短時間労働者について、その 適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善に関する措置、職業能力の開 発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるように し、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

第2条(定義)

この法律において「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者(当該事業所に雇用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に雇用される労働者にあっては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該労働者と同種の業務に従事する当該通常の労働者)の一週間の所定労働時間に比し短い労働者をいう。

第3条(事業主等の青務)

事業主は、その雇用する短時間労働者について、その就業の実態、<u>通常の労働者との均衡等を考慮</u>して、適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善(以下「雇用管理の改善等」という。)を図るために必要な措置を講ずることにより、当該短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるように努めるものとする。

2 事業主の団体は、その構成員である事業主の雇用する短時間労働者の雇用管理の改善等に関し、必要な助言、協力その他の援助を行うように努めるものとする。

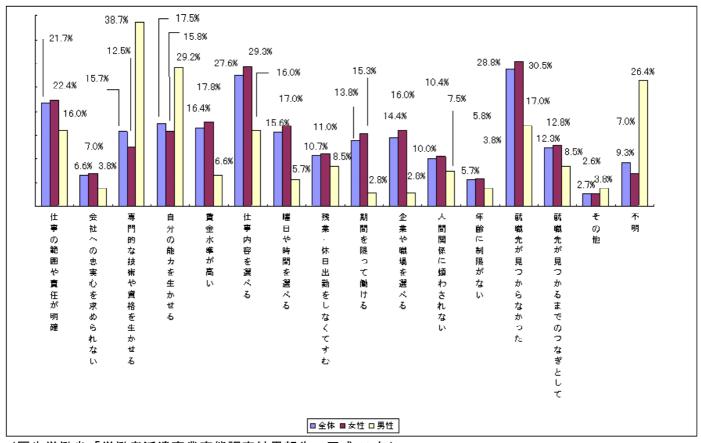
(三省堂『模範六法2002平成14年版』)



1·3·4 ジェン ダー化された 就労形態②: 派遣社員

◆派遣労働者 の増加

◆労働者派遣という働き方を初めて選択した理由(複数回答・3つ以内)



(厚生労働省「労働者派遣事業実態調査結果報告」平成 13 年)

- ◆派遣労働の二つのタイプと問題点
 - ①常用型 (特定労働者派遣事業)
 - ②登録型(一般労働者派遣事業):登録型は企業から要請があったときだけ雇用されるため、それ以外の期間 は賃金保障がない。

◆新たな取り組み

「非正社員の待遇、来春闘の重点に 連合」(Asahi.com 2007 年 10 月 21 日 12 時 49 分)

連合は20日、来春闘でパートや派遣といった非正社員の時給引き上げと、時間外賃金の割増率引き上げを重点とする方針を固めた。非正社員については、正社員の賃上げ原資の一部を優先的に回すなど、従来より踏み込んだ対応も検討する。

高木剛会長ら執行部が同日、基本方針を集中審議した。最重要課題に掲げる非正社員の待遇改善では、都道府 県ごとに新設する非正規労働センターを核に、「パート共闘」を拡大。「だれでも時給千円」のスローガンを続 け、07年春闘で獲得した平均時給引き上げ額13.2円の拡大をねらう。

長時間残業を減らすため、国際的にも低い時間外賃金の割増率(平日25%以上)の引き上げを経営側に求める。

- 11月1日に東京都内で08年春闘の中央討論集会を開き、基本方針を具体化させる。
- ☞ 杉田俊介『フリーターにとって「自由」とは何か』(人文書院、2005年)